

廃対第538号

令和2年3月24日

岐阜県浄化槽保守点検業者 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

浄化槽保守点検業者に機会の確保が義務付けられた  
浄化槽管理士に対する研修の取扱いについて（通知）

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（令和2年岐阜県条例第11号。）及び岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年岐阜県規則第30号。以下「改正規則」という。）については、令和2年3月24日付け廃対第537号「岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（通知）」にて通知したところですが、浄化槽保守点検業者に機会の確保が義務付けられた浄化槽管理士に対する研修の取扱いについては、下記に留意の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

## 記

令和元年11月20日付け環循適発第1911192号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について（通知）」において、浄化槽管理士が受講する研修の内容が、次のとおり示されています。

### 第2 研修事項

研修事項は、全国統一的に講習すべき事項と各地域の実情に応じて講習すべき事項があり、研修内容としては、浄化槽行政の動向、浄化槽の構造と機能、浄化槽の保守点検と清掃、地域における浄化槽情報（浄化槽に関する施策展開と普及状況や法定検査受検率）、その他各地域に応じて研修すべき内容が考えられること。

これらのうち、地域の実情に応じて講習すべき事項である「地域における浄化槽情報」及び「その他各地域に応じて研修すべき内容」については、本県では、清掃業者、保守点検業者及び法定検査指定検査機関の三業種が連携した取組み（タブレットを利用した浄化槽電子カルテシステムや浄化槽らくらく一括契約）や岐阜県浄化槽生涯機能保証制度などの本県独自の取組みに関する内容が該当し、現時点では、公益社団法人岐阜県浄化槽連合会が毎年開催する浄化槽実務者研修会（以下「実務者研修会」という。）のみが内容を網羅していると考えております。

については、県内の浄化槽保守点検業者におかれましては、従事するすべての浄化槽管理士に毎年実務者研修会を受講させるとともに、改正規則により浄化槽保守点検業登録（更新）申請書の添付書類「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する書類」に、従事するすべての浄化槽管理士が毎年実務者研修会を受講できる研修計画を記載するようお願いいたします。

担当係	岐阜県環境生活部 廃棄物対策課一般廃棄物係		
係長	伊藤	担当	葛西
TEL	058-272-1111(内2718)		
FAX	058-278-2607		